

新潟県運転免許センター等電力供給（運転免許センターほか 28 庁舎）契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新潟県運転免許センター等電力供給（運転免許センターほか 28 庁舎）について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第 1 条 乙は、次に掲げる対象建物を使用するために甲が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

- (1) 対象庁舎及び住所 別表 1 のとおり
- (2) 業種（用途） 官公署（事務所）
- (3) その他条件 別紙「電力供給条件仕様書」のとおり

（電力供給期間）

第 2 条 電力を供給する期間は次のとおりとする。

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

（契約単価）

第 3 条 契約単価は、次のとおりとする。各単価については、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、燃料費等調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、別途加算するものとする。

項目		単価
基本料金		円/kW
電力量料金	夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）	円/kWh
	その他（夏季以外の期間）	円/kWh

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、とする。

（権利の譲渡等の制限）

第 5 条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 121 条に基

づき会計管理者に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

(下請けの制限)

第6条 乙は、業務を第三者に下請けしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(使用電力量の増減)

第8条 使用電力量は、甲の都合により仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(燃料費等調整額等)

第9条 燃料費等調整額は、旧一般電気事業者（当該地域を管轄する電力会社）が一般需要家に適用する燃料費等調整単価（消費税及び地方消費税を含むものとする。）に、当該月における使用電力量を乗じて算出するものとする。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金についても、旧一般電気事業者（当該地域を管轄する電力会社）が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(計量及び検査)

第10条 計量日時は、原則として毎月1日とし、乙は計量日に計量器に記録された値の読みにより使用電力量を算定し、甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第11条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定は、一月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第12条 乙は、第10条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第7条に定める契約電力に第3条に定めた契約単価を乗じて得た額（ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増をして得た額とする。）と当該月における使用電力量に第3条に定めた契約単価を乗じて得た額と第9条に定めた燃料費等調整額等を算出した額に割引を合算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

- 3 前項の割引の算定方法は、別表「契約単価兼積算内訳書」の割引料金の積算方法による。
- 4 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める「電気供給条件」等に基づき協議の上、決定する。

(契約単価の変更)

- 第13条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条件を変更する必要がある時は、書面により変更するものとする。
 - 3 旧一般電気事業者(当該地域を管轄する電力会社)が一般需要家に適用する燃料費等調整額等が変更された場合、乙からの通知をもって第1項の協議に代えることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

- 第14条 甲及び乙は、この契約に関して知ることができた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(利用及び提供の制限)

- 第15条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第16条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された情報を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(損害賠償の負担)

- 第17条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のために甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。
- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
 - 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をしない又は見込みがないと

甲が認めたとき。

- (2) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 破産の申立て、若しくは会社更生又は民事再生の手続開始の申立てがあったとき。
- (5) その他、契約に定めた条件に違反したとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、第 17 条第 3 項の規定に関わらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

(暴力団排除条例に伴う解除)

第 19 条 甲は、第 18 条第 1 項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、第 17 条第 3 項の規定に関わらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 20 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付を命じた場合において、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、第 17 条第 3 項の規定に関わらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

（契約解除に伴う措置）

第 21 条 第 18 条から第 20 条の規定により契約を解除した場合において、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用電力量を基にして、第 12 条第 2 項の規定により計算して得た額の 100 分の 10 に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償の予定）

第 22 条 乙は、第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額（入札公告において示した予定使用電力量に契約単価を乗じて得た金額）の 100 分の 20 に相当する額を甲に支払わなければならない。

2 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

（契約義務の未履行による損害賠償）

第 23 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（天災による履行不能）

第 24 条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善

良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(個人情報保護)

第 25 条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合には、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(事故等発生の報告)

第 26 条 乙は、事故等が生じたときには、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(費用の負担)

第 27 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令の遵守)

第 28 条 この契約の執行について、甲乙は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為を行ってはならない。

(協議及び紛争の解決)

第 29 条 この契約について、疑義が生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を甲乙の第 1 審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
甲 代表者
新潟県知事 花 角 英 世

乙